

## 風営法で規制する「客にダンスをさせる」営業

風営法第2条第1項

【第1号】

キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業

【第3号】

ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業

【第4号】

ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

要件1・・・「営業」→ ダンス自体を規制するものではない

○営業



非営利のものは対象外



要件2・・・「設備を設けて客にダンスをさせ」

○設備を設けて



設備がなければ対象外

○客にダンスをさせ



客以外のダンスを見せるものは対象外



接待・食事の有無で類型が異なる

1号

キャバレー等

(ダンス+飲食+接待)

3号

ナイトクラブ等

(ダンス+飲食)

4号

ダンスホール等

(ダンス)

# ダンススクール・ダンスホールの取扱い

## 規制対象外

① 公民館等における非営利のダンス講座

② ペアダンス以外のダンスをさせる営業  
(例 ヒップホップダンス)

③ ダンス教授講習機関が実施する指定講習の修了者等  
が教授するダンススクール営業

公益社団法人  
全日本ダンス協会連合会

H10.10.27指定

財団法人  
日本ボールルームダンス連盟

H10.10.27指定

公益社団法人  
日本ダンス議会

H25.7.18指定

公益社団法人  
日本ダンススポーツ連盟

H25.11.28指定

平成24年11月の政令改正により、従来の2団体以外の団体  
が行う講習も国家公安委員会の指定を受けることが可能

## 規制対象

上記以外の  
ダンススクール営業  
ダンスホール営業



都道府県公安委員会の許可  
により営業可能

## 「客にダンスをさせる営業」の風営法上の規制概要

### 営業種別(法第2条第1項)

1号	キャバレー等	ダンス+飲食+接待
3号	ナイトクラブ等	ダンス+飲食
4号	ダンスホール等	ダンス

### 風営法上の主な規制

- 許可制(欠格事由あり)(法第3条第1項、第4条第1項、第2項)
  - 【人的欠格事由】
    - ・ 一定の刑に処せられ5年を経過しない者
    - ・ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者 等
  - 【物的欠格事由】
    - ・ 構造・設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準(客室面積、照度設備、防音設備等)を満たしていないこと 等
- 営業地域の制限(法第4条第2項第2号)  
～都道府県条例で定める地域(住居集合地域、保護対象施設(例:病院・学校等)の周囲おおむね100メートルの区域等)での営業を禁止
- 営業時間の制限(法第13条)  
～午前0時から日出時までの時間における営業の禁止(都道府県条例により例外を定めることが可能)
- 照度の規制(法第14条)  
～国家公安委員会規則で定める数値(1・3号営業5ルクス、4号営業10ルクス)以下の照度で営業を営むことの禁止
- 騒音及び振動の規制(法第15条)  
～政令で定めるところ(地域・時間等別に規定)により条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように営業すること
- 広告及び宣伝の規制(法第16条)  
～営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告又は宣伝の禁止
- 客引き等の禁止(法第22条第1号、第2号)  
～当該営業に関し、客引き及び客引き準備行為をすることの禁止
- 年少者接待等の禁止(法第22条第3号、第4号)  
～18歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となってダンスをさせる行為、午後10時から翌日日出時までの間に客に接する業務に従事させる行為の禁止
- 年少者立入らせの禁止(法第22条第5号)  
～18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることの禁止

## 営業時間に係る規制(法13条)

午前0時から日出時までの時間においては、その営業を営んでは  
ならない。

条例により以下の例外を定めることができる。

### ① 特別日営業延長許容地域

習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日において条例で  
定める地域内で条例で定める時まで営業が可能(午前1時以降の営業も可)。



例えば

「土日において〇〇地域内は〇〇時まで営業可能」とすることができる。

### ② 営業延長許容地域

午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政  
令で定める基準に従い条例で定める地域内に限り午前1時まで営業が可能。

(政令で定める基準(令7の2))

- ・店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業、深夜酒類提供飲食店営業及び興  
行場営業の営業所が1km<sup>2</sup>につきおおむね300箇所以上の割合で設置されてい  
る地域
- ・住居集合地域等に隣接する地域でない地域



例えば

「〇〇地域内においては、通年午前1時まで営業可能」とすることができる。

# ナイトクラブ等営業を巡る問題

- 騒音・い集
- 年少者の出入り
- 店内外における傷害事案・もめごと等
- 薬物売買・使用容疑
- 女性に対する性的事案

## ナイトクラブ等営業に係る検挙・処分状況

	無許可営業 検挙件数	行政処分数
H24	12	55
H23	22	58
H22	11	30
H21	8	16
H20	5	12
H19	3	21

※平成25年中検挙件数 4件(暫定値)

## 規制を撤廃した場合の主な問題点

